

改葬許可とは、誰の遺骨をどこから出したのかを証明するものです。改葬許可証がないと、受け入れ先で遺骨を納める事はできません。

墓じまい、遺骨の引っ越し

サポート
致します。

遺骨の引っ越し先
紹介できます。

お墓じまい・改葬の流れ

改葬許可を申請する

1 お墓がある市町村役場で改葬許可申請書をお願い必要事項をご記入のうえお墓のある寺院や霊園の署名・捺印をもらいます。

改葬許可証を発行してもらう

2 今現在のお墓がある市町村役場で「改葬許可証」を発行してもらいます。

お魂抜き・ご遺骨出し

3 撤去に伴いお墓の魂を抜くため墓前で読経（お魂抜き）を行い遺骨をお出します。

ご遺骨を納骨する

4 新たな寺院・霊園等へ「遺骨」と「改葬許可証」を持参し、ご遺骨を納めます。

●墓じまい～お墓の撤去

お墓を引き継ぐ方・管理する人がいない…お墓が無縁墓になってしまう…そういった事を避けるために「墓じまい」をする人が増えてます。「墓じまい」とは、お墓から遺骨を出し、墓石を解体・撤去して更地にし、霊園やお寺に永代に使用できる権利を返還することをいいます。お墓の撤去に伴い「遺骨の引っ越し」が必要になります。

◎墓石解体前には、お魂抜きを行います。お魂抜きとは、お墓から魂を抜く為に行う法要の事です。※宗派によりお魂抜きを行わない事もあります。※寺院の場合、離壇料（檀家を辞めるために必要な費用）が必要な場合があります。

●改葬～遺骨の引っ越し

改葬は今埋蔵しているお墓から、新たなお墓・納骨所へ遺骨を移し供養する事をいいます。お魂抜き後、遺骨と改葬許可証を持って行き納めます。

◎遺骨を移す場合、『墓地、埋葬等に関する法律』によって定められた手順を経て、許可を取る必要があります。遺骨を勝手に移すことはできません。



墓じまいは「お墓を解体・撤去」すれば終わりではありません。納められているご遺骨の引っ越し先が必ず必要となります。

●永代供養

永代供養とは、永代供養墓や永代供養納骨堂へご遺骨を納め、寺院や霊園に管理を任せることです。

永代供養 ご相談承っております。

◎お墓の撤去工事・ご遺骨の受入れ先など、アドバイスやお手伝いをさせていただきます。
◎お墓の撤去費用など、事前にお見積させていただきますので、お気軽にご相談ください。

書類関係はご相談の上
当社で手続きを無料にて
代行する事も可能です。

日本石材産業協会認定 お墓ディレクター・（一社）終活カウンセラー協会認定 終活カウンセラー在籍



石亀工芸株式会社

お問合せは ▶ 垂水営業所 ☎ 0120-1482-07